

FC 北前野規約

第一条 名称

本会は「FC 北前野」と呼称し、事務所を会長宅におく。

第二条 結成目的

サッカーを通して児童の体力向上と心身の健全なる育成を目的とする。

第三条 活動内容

第二条の目的を達成するために以下の活動をおこなう。

- 1 サッカー技術向上のための練習会
- 2 近隣チームとの練習試合
- 3 東京都少年サッカー連盟及び板橋区サッカー連盟主催の行事への参加
- 4 会員相互の親睦を図るための催し
- 5 その他本会の目的達成に必要と認めたこと

第四条 会員の資格

小学校1年～6年在学の児童で、保護者とともに本会の主旨に賛同する者でかつ以下の条件を満たす者。

北前野小学校に徒歩にて校庭での練習に参加できる者。

(但し、会長の許可を得た者は、自転車での参加を認める。)

第五条 役員及びスタッフ

会員保護者・地域在住者・学校関係者より以下の役員及びスタッフを選出し、本会の運営にあたるものとする。顧問は北前野小学校代表者とする。必要に応じて相談役を置くことができる。

会 長	1名
副会長	若干名
総務・事務局	若干名
学年委員	6名 (各学年より1名選出し、学年内の連絡調整などをおこなう)
ヘッドコーチ	1名
コーチ	若干名

附則 役員とは、会長、副会長及び総務、事務局、コーチの代表者ならびに、会長が任命した者をもって構成する。

役員及びスタッフをもって運営委員会（コーチ会議）とする。

第六条 役員及びスタッフの任期

役員及びスタッフの任期は1年間として、その再任は妨げない。
役員及びスタッフに欠員が生じた場合は役員会でその補充をし、その任期は前任者の残余期間とする。

第七条 会の意思決定機関

本会の最高意思決定機関は会員保護者の総会とする。但し、緊急の場合は運営委員会をもって、これに代えることができる。

第八条 会議の成立と議事

- 1 総会及び運営委員会は2／3（委任状を認める）を以って成立する。但し、1／3の現出席者を必要とする。
- 2 議事は出席者の過半数を以って議決する。

第九条 経費

本会の経費は、すべての会員より徴収する会費によってまかなわれる。

第十条 会費

- 1 すべての会員は所定の会費を納入する。
- 2 遠征時の交通費等は、その都度徴収する。

第十一条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり3月31日を以って終わる。

第十二条 規約の発行と変更

- 1 本規約は、2022年4月23日より発行するものとする。
- 2 本規約の改正・改定は総会によってのみおこなわれるものとする。